

登録専用番号	
--------	--

概要書面



本書面は、『特定商取引に関する法律』により、交付が義務付けられている書面です。
ご入会を検討される方は、本書面の内容をよくお読みください。

紹介者記入欄

氏 名		会 員 ID	
住 所			
電話番号			

株式会社 Aphrozone JAPAN
アフロゾーンジャパン

— 目次 —

1. 会社概要（統括者）	3
2. 会員倫理綱領	3
3. 販売形態	3
4. 営業日及び営業時間	3
5. 会員登録	3
6. 会員の種類	4
7. 会員活動	4
8. 会員登録の手順	4
9. 会員登録申請の締日	5
10. 会員の責務	5
11. スポンサー・パートナーの責任と義務	5
12. 会員の退会及び自動解約	6
13. その他	6
14. 登録時の商品の購入	6
15. 追加商品購入	6
16. 商品の引渡し方法	6
17. 商品代金支払方法	7
18. 振込口座	7
19. 禁止行為（特定商取引に関する法律）	7
20. 弊社が定める禁止行為	8
21. 返品、交換、中途退会	8
22. 会員資格の停止、取消、処分	9
23. 取扱商品一覧表	10
24. 新規登録（特定負担）	10
25. タイトルと昇格条件	11
26. マーケティングプラン（特定利益）	11
27. ボーナス取得条件	14
28. ボーナスの締日と支給日	14
29. 個人情報の取扱い	14
30. 機密保持	15
31. 管轄裁判所	15
32. 概要書面、契約書面及び契約内容の改定	15
33. 契約の撤回（クーリングオフ）	15
34. 定型約款制及び内容の変更	15
35. 概要書面の変更	15
クーリングオフについて	16

1. 【会社概要（統括者）】

会社名	株式会社Aphrozone JAPAN（株式会社アフロゾーンジャパン）
資本金	50,000,000円
設立	2015年8月
代表取締役	金 奉俊
本社	〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内一丁目7番21号 ルビーセルタワー10F フリーダイヤル 0800-100-2428

2. 【会員倫理綱領】

1. 本書面の記載事項が当会員の『会員規則』となります。
2. 会員は、MLM（マルチレベル・マーケティング）業界の社会的認知度の向上及び健全な発展の為に、法律や会員規則を遵守します。
3. 会員は、本会員活動を通じて私利私欲に走ることなく、節度とマナーを守り、健全な活動に努めます。

3. 【販売形態】

商品の販売は、MLMの流通形態に基づき斡旋による販売を行います。

4. 【営業日及び営業時間】

月曜日から金曜日の10：00から17：00まで。（土・日・祝祭日は定休日です）
オンラインのご注文は24時間受付可能です。

5. 【会員登録】

日本国内に居住している20歳以上（学生は不可）であれば、会員登録することができます。また法人での登録もできます。

1. 入会条件

- ① 個人の場合、20歳以上に限り会員登録ができます。
- ② 法人の場合、その法人（代表取締役が20歳以上に限ります。また、学生は不可とします）名義で会員登録することができます。登録の際には、発行日より3か月以内の会社登記簿謄本（コピー可）と法人名義口座の通帳コピーの提出が必要です。
- ③ 日本国内在住の日本国籍を有する者、若しくは日本での滞在が1年以上の在留資格を得ている外国籍者は会員登録することができます。（在留カード等の書類と通帳コピーの提出が必要です）

2. 以下に該当する者は、会員登録ができません。

- ① 20歳未満の方（20歳以上でも、文部科学省の認定校に在籍する学生は会員登録することはできません）
- ② 反社会集団の関係者
- ③ 破産者
- ④ 成年被後見人、被保佐人
- ⑤ 懲役又は禁固の刑に処せられた者
- ⑥ 国家公務員、地方公務員
- ⑦ 住所不定者
- ⑧ 以前、会員登録をしており、何らかの理由で除名処分になった者
- ⑨ クーリングオフ及び退会手続完了日から起算して3か月以上経過していない者
- ⑩ 既に会員資格を有する者（日本国外の現地法人で会員登録している場合も含む）
- ⑪ 関連法規及び就労上の規定を遵守しない及び理解できない者
- ⑫ その他、会員として適格でないと弊社が判断した者
- ⑬ 会員登録資格のない者が、後に会員登録したことが判明した場合、その時点で除名処分となります。また、除名となった場合、会員登録時に遡り、ボーナス受給資格を失効します。
- ⑭ 法的夫婦は会員登録際に共同会員として登録し、必ず一つの会員番号で活動しなければならない。

6. 【会員の種類】

1. 愛用者会員登録

アフロゾーンジャパンが取扱う商品を会員価格で購入できます。ただし、商品の販売やスポンサー活動はできません。自己消費のみとなります。登録時に『特定負担』として5万PV以上の商品を会員価格で購入することが条件となります。

2. ビジネス会員登録

アフロゾーンジャパンが提供する商品・マーケティングプランを活用しビジネス活動ができます。ビジネス活動始めるための商品購入『特定負担』と、ビジネス活動することによって得られた利益『特定利益』があります。

① メンバー（M）会員登録

登録時に『特定負担』として5万PV以上の商品を会員価格で購入することが条件となります。

② エージェント（AG）会員登録

アフロゾーンジャパンが提供するボーナスプランに参加できます。新規エージェント登録時に『特定負担』として40万PV以上の商品購入が条件となります。

③ シルバー（SV）会員登録

アフロゾーンジャパンが提供するボーナスプランに参加できます。シルバー登録時に『特定負担』として160万PV以上の商品購入が条件となります。

7. 【会員活動】

1. ビジネス会員は、アフロゾーンジャパンが定めた報酬プラン『特定利益』にしたがって、スポンサリング活動を行うことができ、自分のタイトル及びグループ実績に応じて、ボーナス（報酬）を受給することができます。
2. ビジネス会員は、「特定商取引に関する法律」、その他関連法規を遵守し、ビジネス活動を行わなければなりません。
3. ビジネス会員は、独立した事業者であり、アフロゾーンジャパンとの間に雇用関係、代理人関係、共同事業関係などは生じません。
4. ビジネス会員としての活動によって発生するトラブルに関する全ての責任は原則、ビジネス会員が負います。ビジネス会員の行為及びそれによって生じる苦情、損害、債務などにつき、アフロゾーンジャパンは原則、一切責任を負いません。

8. 【会員登録の手順】

1. 会員登録の際、『特定負担』として商品の購入及び個人情報の提出が必要です。初回登録時は登録内容に応じて必要な商品購入PV（ポイント）・購入金額が変わります。
紹介者から概要書面を受取・書面及び口頭にて説明をお受けください。また、ご自身でも内容をよくお読み頂き、十分にご理解頂いた上で、以下の項目について今一度ご確認ください。
 - ① 本ビジネスの目的について
 - ② 会員の権利について
 - ③ 会員登録時に購入する商品代金『特定負担』について
 - ④ 弊社の取扱商品について
 - ⑤ 『特定利益』について
 - ⑥ クーリングオフを含む会員契約の解除について
 - ⑦ 会員登録申請書の本人控え及び契約書面を会員契約の控えとし、申請者本人が保管しなければならないこと
 - ⑧ ビジネス活動を行うにあたって、禁止事項、その他規約を遵守しなければならないこと
2. Webサイトへの登録の注意点
 - ① 登録には登録専用番号が必要です。
 - ② 必ず登録者本人が入力をして漏れのないようにご注意ください。万が一、会員登録時に不備があった場合には確認の為、身分証明書の提示をお願いする事もあります。
 - ③ 氏名・生年月日・住所は住民票と同一であり、現住所での登録が原則となります。（勤務先やその他の住所での登録はできません）
 - ④ 電話番号とメールアドレスは登録者本人のものに限ります。
 - ⑤ 一度登録した『紹介者』（スポンサー）『配置先』（パートナー）及び『登録日』等を変更することはできません。
 - ⑥ 愛用者会員はスポンサー・パートナーになることはできません。スポンサー・パートナーになる場合には、ビジネス会員への登録変更手続きが必要です。

- ⑦ 法人登録の場合は、登記簿謄本（発行3か月以内、コピー可）と法人名義口座通帳コピーの添付が必要です。オンライン登録での法人登録は受付していません。
- ⑧ 外国籍者が登録する場合は、在留カード等の書類と通帳コピーの添付が必要です。オンライン登録は登録後提出が必要となります。

9. 【会員登録申請の締日】

- 1. 下記の場合は翌期以降の扱いとなる可能性があります。
 - ① 必要事項の記入不備がある場合
 - ② 現金振込での支払を希望したが、指定口座への振込が確認できない場合
 - ③ クレジット決済での支払を希望したが、決済不可の場合

10. 【会員の責務】

会員登録をすれば、必ず会員としてのビジネス活動をしなければならないという義務はありません。ただし、ビジネス活動を行う際は、概要書面、契約書面の内容に基づき、すべての規定を遵守しなければなりません。また、特定商取引に関する法律、薬機法、個人情報保護法、景品表示法、消費者契約法、所得税法等その他関連法規及び公序良俗に反する方法で、ビジネス活動を行ってはけません。

11. 【スポンサー・パートナーの責任と義務】

1. スポンサー・パートナーの義務

すべての会員は、自分自身のアフロゾーンビジネスに責任があります。スポンサー・パートナーや系列上位ビジネス会員（エメラルドタイトル以上の方を含む）からの適切なサポート・トレーニング・モチベーションもグループの持続的な成長のために必要です。

よってスポンサー・パートナーや系列上位ビジネス会員は常に、系列上位会員やグループメンバー（ビジネス会員・愛用者会員問わず）との良好な関係構築とサポートに注力することが義務付けられています。

- ① 自主セミナー開催（リアルまたはオンライン）
- ② 各種セミナーにおける講師講演等によるグループメンバーのモチベーションアップ
- ③ 会社の情報発信の共有・グループメンバーの教育やトレーニング
- ④ グループメンバーからの相談や協力依頼への積極的対応
- ⑤ 会社イベント・セミナーの主体的参加
- ⑥ その他、スポンサー・パートナーとしてアフロゾーンジャパンが適正と認めるサポート

一方で、スポンサー・パートナーや系列上位ビジネス会員の行為は、系列下位会員のビジネスの独立性や個人の努力を妨げたり、アフロゾーンジャパンと各会員との関係に不適切に介入したりすることは絶対にあってはなりません。

- ① 系列上位下位・他系列の会員に対するいじめ・嫌がらせ行為
- ② 他の会員を貶め、または威迫し困惑させる行為
- ③ 上記の行動による不満・苦情・クレームの発生

アフロゾーンジャパンは、スポンサー・パートナーの皆様が社会的規範に基づき、ご自身のタイトルに相応な行動や言動を日々行うことを積極的に評価します。しかしグループメンバーへのサポート放棄や不適切な行為は、アフロゾーンジャパンが定める「概要書面」規約の禁止行為ともみなされます。アフロゾーンジャパンは、スポンサー・パートナーや系列上位ビジネス会員の関与が適切であり、「概要書面」規約を遵守しているかどうかを判断するための審査権限を有します。その審査は3ヵ月ごとに行います。

サポート放棄、または行き過ぎた関与や「概要書面」規約の禁止行為が認められた場合、資格不認定および／または「概要書面」規約に基づいて適切な措置を講じます。スポンサー・パートナーや系列上位ビジネス会員は「概要書面」規約に定められているとおり、適切なサポートを提供してください。

2. 制裁措置

会員がアフロゾーンジャパン「概要書面」規約及びその他のアフロゾーンジャパンの規約の各規則に違反した場合、アフロゾーンジャパンは、諸般の事情を考慮した上で、違反した会員に以下の処分を科すことがあります。アフロゾーンジャパンが決定した措置は、違反した会員へ文書で通知し、系列上位会員へその写しを送ります。

- ① 注意・警告処分
- ② ボーナスの支払い停止・既払いボーナスの返還
- ③ 資格認定の取り消し・タイトル降格処分

- ④ ビジネス活動（全部または一部）の停止処分・グループ剥奪処分
- ⑤ 会員資格解約処分・除名
- ⑥ ビジネス会員の責任と義務をきちんと履行できないと判断した場合、
会社は第11条及び第22条に基づいて審査の上に手当支給に制限をする場合がある。

12.【会員の退会及び自動解約】

—シルバー会員以下

最終注文から連続12カ月間商品（PVがある物）の購入がない場合、非活動脱退処理。

最後のリクルートをした月から連続12カ月間登録がない場合、非活動脱退処理。

—ゴールド会員以上

最終注文から連続6カ月間商品（PVがある物）の購入がない場合、非活動脱退処理。

最後のリクルートをした月から連続6カ月間登録がない場合、非活動脱退処理。

13.【その他】

1. 会員資格は原則として譲渡できません。ただし、会員が死亡した場合、法定相続人が譲渡申請書による譲渡申し出を行い、弊社承認後、入会条件を満たした二親等以内の親族に限り会員資格を譲渡することができます。また、死亡診断書提出後、3ヶ月以内に申し出がない場合、相続を放棄したものとみなし、その権利は弊社に帰属します。
2. 上記1.により相続が行われた後に、旧会員が会員規約に違反していたことが発覚した場合は、相続した会員に対して除名、ボーナスの支払停止及びボーナスの返還請求などの措置を講じることがあります。
3. ボーナスの振込口座は、会員登録申請書にて指定された口座にて行います。振込に使用する口座は、会員登録を行った本人名義の口座でなければなりません。
4. 会員は、登録した会員情報に変更があった場合、会員情報変更届に必要な事項を記入、弊社へFAXしてください。
5. アフロゾーンジャパンが会員に提供するサービスは基本的に無料ですが、会員が要求するサービスの提供に追加の時間・費用等が発生した場合は、アフロゾーンジャパンはその作業に対する費用を請求する権利を有します。アフロゾーンジャパンは作業を行う前、もしくは費用を請求する前に会員にその旨をお知らせします。

14.【登録時の商品の購入】

1. 必要事項及び注文商品をアフロゾーンジャパンホームページにて入力が必要です。
2. 商品代金の支払いには、代金引換・クレジットカードが利用できます。

15.【追加商品購入】

1. 2回目以降の商品購入については、オンラインよりご注文ください。
2. 商品代金の支払いには、代金引換・クレジットカードが利用できます。

16.【商品の引渡し方法】

1. 登録住所以外に配送先を希望される場合、配送先を指定することができます。
2. 商品は会員登録申請書の内容、及び商品代金確認後10営業日以内に、宅配便にてお届けします。
3. 商品の送料は商品購入金額11,000円未満の場合、700円（税込）、11,000円以上は送料無料となります。

17.【商品代金支払方法】

1. **現金支払** 本社にて現金支払が可能です。(注文書作成が必要です)
2. **代金引換** 商品受取り時に商品代金と代引き手数料を現金にてお支払いください。
3. **クレジットカード**
 - ① クレジットカードは申請者本人名義に限りします。
 - ② クレジットカードは海外利用枠での一括請求となります。
 - ③ 取扱カードは、VISA・Master・JCB・AMEXが使用できます。

【注意】

- ① ご注文者の登録住所にお送りすることが原則です。
- ② ご注文者以外の方にお送りする場合、受け取り拒否がないように事前に了承を得てください。
- ③ 万が一、受け取り拒否等が発生した場合、ご注文者若しくは上位スポンサーに返品送料と手数料をご負担、再注文の受付を見合わせる場合があります。
- ④ 商品の返品・交換は「再販可能」でかつ「使用可能」な未開封の商品に限り、該当商品を購入した期内的のみ受付いたします。その際、返品手数料は本人負担となります。

代金引換注文手数料	
代引金額	代引手数料(税込)
1万円以下	330円
3万円以下	440円
10万円以下	660円
30万円以下	1,100円
50万円以下	2,200円
60万円以下	6,600円
10万円増毎	+1,100円

代引金額が50万円を超える場合は別途55,000円(税込)がかかります。

18.【振込口座】

商品代金は、弊社指定金融口座へお振込ください。なお、振込手数料は本人負担です。

■ ゆうちょ銀行 10270-2742601 株式会社 Aphrozone JAPAN カ) アフロゾーンジャパン

19.【禁止行為】(特定商取引に関する法律)

本ビジネスの説明、勧誘、契約の締結を行うにあたって、以下の事項を行うこと及び以下の事項を教唆することは禁止事項となっております。禁止事項を行った場合は、その行為者が法律によって罰せられます。

1. 勧誘に先立ち、勧誘の相手方に以下の事項を明示しないこと。
 - ① 弊社の名称。
 - ② 紹介者の氏名。
 - ③ 特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨。
 - ④ 本ビジネスに関わる商品の種類。
2. 以下の事項について不実告知(事実でないことを告げる)や、事実不告知(故意に事実を告げない)となる行為、若しくは以下の事項について書面及び口頭にて説明を行わないこと。
 - ① 商品の種類、品質等。
 - ② 商品の販売価格。
 - ③ 商品代金の支払時期及び支払方法。
 - ④ 本ビジネスの条件とされる特定負担。
 - ⑤ 本ビジネスの契約解除。(クーリングオフ、中途解約を含む)
 - ⑥ 該当売買契約の申込の撤回又は該当売買契約の解除に関する事項。
 - ⑦ 本ビジネスに関わる特定利益。
 - ⑧ 顧客が該当売買契約の締結を必要とする事情(契約を結ぶ動機)に関する事項。
 - ⑨ その他、本ビジネスに関わる事項であって、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項。
3. 契約締結させるため、又は契約の解除を妨げるため、相手方を威迫し困惑させる行為。
4. 契約の解除を妨げるため、相手方に不実告知又は事実不告知を行うこと。
5. 概要書面を交付しないこと。
6. 概要書面の紹介者記入欄に紹介者の氏名、住所、電話番号を記載しないこと、若しくは虚偽の記載をすること。
7. 弊社取扱商品のご案内、説明会等の催事への参加を強要すること。
8. 目的を明示せず、一般の人が出入りしない場所で勧誘すること。
9. 会員登録申請書に虚偽の記載をさせること。
10. 一部の成功例や非現実的な収入例を引用し、あたかも確実に成功するかのとき印象を与えて勧誘すること。

20.【弊社が定める禁止行為】

以下の事項は弊社が定める禁止行為であり、本人が行うことはもちろんのこと、他の会員を教唆することも禁止します。

1. 消費者金融等の利用による商品購入を勧めることや、会員間で金銭を貸借することを含む融資の斡旋を行うこと。
2. 「絶対に儲かる」「必ず成功する」「月収●●万円以上は確実に得られる」等、あたかも参加するだけで必ず利益が発生するかのごとく誇大表現をすること。
3. ボーナス明細あるいは金融機関通帳を見せて勧誘すること。
4. 会員登録の意思がないと既に表明している方に、長時間に渡り、強引に説得を行うこと。
5. 心理的、精神的不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘すること。
6. 道路、公共機関、民間施設等でのキャッチセールスやビラ配り等を行うこと。
7. 会員が弊社の承認無しに、名刺やロゴ、商標、著作物をコピーや転写すること及び資料、文書、名刺等を作成すること。
8. 会員が、弊社の承認無しに、雑誌、インターネット、ラジオ、テレビ、折込広告、DM等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告を行うこと。

〈重要〉 インターネット上での再販売（オークション、転売サイトへの出品等）は固くこれを禁じます。

出品した会員本人及び上位者には、会員資格停止などの厳しい処分があります。

9. 夜9時以降の深夜、若しくは朝8時以前の早朝に相手の同意なしにビジネス活動を行うこと。
10. 明らかにビジネス活動ができない方を勧誘及び契約を締結させること。
11. 代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽事項の記載を行うこと。
12. 本ビジネス契約を締結するに際し、該当契約に関わる書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること及び芸名、ペンネーム、通称など、運転免許証等の公的書類と異なる名義での申込をすること。
13. ビジネスプランとして認められていない事項を、ビジネス参加者が自己の裁量で取引の相手方に口頭で約束すること。
14. 会員登録条件を満たさない者及び未入会の者が、会員の従業員となり実質的にビジネス活動をすることや、会員の権利を享受すること。
15. 各種セミナー及び研修等において、事前に弊社が承認した場合を除き、他の組織、商品の説明、勧誘及び販売等を行うこと。
16. 取引商品に類似する商品を卸売・ダイレクトセリングなどの手段によって販売する行為を行うこと。または会員を他社の類似した販売システムを持つビジネスに勧誘し、弊社のビジネス活動の妨げとなる行為を行うこと。
17. 他社及びその商品、サービスを誹謗・中傷したり、それらのイメージを傷つけたりする行為を行うこと。
18. 本書面及び弊社の発行する書面の内容を改ざんすること。
19. 弊社が発行する書冊、カタログ、資料以外の、各会員が任意で作成した補助資料に誇大表示をすること及びこれを使用し勧誘すること。
20. 弊社主催の大会、説明会等において、弊社の許可無く録画、録音すること。
21. 弊社及び本ビジネス、他の会員のイメージを傷つける行為。
22. その他、公序良俗に反する行為をすること。
23. その他、弊社の判断で、著しく弊社及び他の会員に対して不利益をもたらすと思われる発言、行為をすること。

21.【返品、交換、中途退会】

会員は書面での申し出による登録解除に伴い、下記条件にて交換及び返品に伴う返金を請求することが可能です。

1. 会員本人が弊社から購入した商品で、商品受領日から30日以内の商品のうち、その時点で「再販可能」でかつ「使用可能」な未開封の商品を交換することが可能です。なお、交換商品は、返品商品のPVと同等若しくはそれ以上でなくてはなりません。返品商品は、購入時の会員価格の90%を上限として交換商品代金に充当されることとなります。
2. 新規登録から1年以内に任意に会員登録を解除する場合は、会員本人が弊社から購入した商品で商品受領日から90日以内の商品のうち、その時点で「再販可能」で、かつ「使用可能」な未開封の商品に限り返品することができます。弊社は返品商品の購入時の会員価格の90%を上限として、返品に伴う返金を行います。

なお、その際の返品送料及び振込手数料は本人負担となります。

セット商品の返品は、単品計算扱いとなり、使用した商品の買い取りとなります。

計算例) (セット商品価格－買取(使用)商品の会員価格合計) × 90%－振込手数料＝返金額

22.【会員資格の停止、取消、処分】

弊社の審査により、会員が以下の事項の何れかに該当する、又は該当事項の発生に指導管理、監督責任があると判断した場合、該当会員は、会員登録時に遡ってボーナス（特定利益）請求権を喪失します。したがって弊社はボーナスの全部若しくは一部を支払わない、又は過去に支払われたボーナスの返還を請求する権利を有します。

また、弊社は以下の各項目の何れかに該当する会員の資格を停止、取消しすることができます。会員資格停止の場合は、該当する事由が解消されたと弊社が判断した場合、該当会員の資格を復活させることができます。会員資格を停止、取消しされている間に発生しているボーナスは、いかなる理由であっても、弊社に請求することはできません。当該対象会員のみならず、その親族、関連する法人、あるいは活動実績のない知人などの名義で登録されているすべてのポジションも制裁措置（会員資格の解除、ボーナス受給権の喪失、既払いボーナスの返還義務）の対象となります。

更に会社は、当該会員に対し、前項の損害賠償請求に加えて、解除事由が生じた時点に遡って、既払いボーナスの全額の返還請求することができます。

又は以下の事由により弊社が損害を被った場合、該当会員には弊社に対し損害を賠償して頂きます。また、当該会員を指導管理、監督すべき立場にある会員は、問題解決に当たり、弊社に協力して頂きます。なお、本条項は会員資格喪失後も有効とします。

1. 弊社の定める禁止事項、規約、概要書面に違反した場合。
2. 特定商取引に関する法律及び関係法規及び公序良俗に違反した場合。
3. 消費者センター及びその他公的機関の指導を受けるなどの消費者問題を引き起こした場合。
4. 会員間で金銭問題、異性問題等の重大な紛争を引き起こした場合。
5. 他の会員を、MLMをはじめとする他組織に勧誘した場合。
6. 公序良俗に反する発言、行為をしたと弊社が判断した場合。
7. 会員が会社や他の会員の名誉を毀損し、または社会的信用を失わせる言動を行ったとき。
あるいは会社や他の会員に対して、ハラスメント行為を行ったとき。
8. 会社や他の会員の健全なビジネス活動を阻害する行動、言動を行ったとき。
9. その他、会員としてふさわしくない発言、行為をしたと弊社が判断した場合。

23.【取扱商品一覧表】

商品名	会員価格	PV
リデージーバイタルセルNMN	12,000 円	50,000
エクソナインダーマコードスノーインフュージョンセラム	33,000 円	160,000
エクソナインダーマコードゴールドクリスタルセラム	16,500 円	80,000
エクソナインダーマコードモーニンググラディアンスクリーム	17,600 円	85,000
エクソナインダーマコードナイトブーストクリーム	18,700 円	90,000
エクソナインダーマコード4種セット	80,000 円	400,000
エクソナインスカルプコードE・F・A セラム	29,000 円	120,000
エクソナインスカルプコードE・E・A シャンプー	6,000 円	24,500
エクソナインスカルプラボ ディープクレンズスケーラー	5,000 円	20,000
エクソナインスカルプコードE・E・A シャンプー トライアルキット	2,000 円	0
ルビーセルインテンシブ4U セラム	29,700 円	160,000
ルビーセルインテンシブ4U クリーム	15,000 円	79,000
ルビーセルインテンシブ4U ミスト	4,400 円	18,000
ルビーセルインテンシブ4U シルキークレンザー	3,900 円	20,000
ルビーセルインテンシブ4U ディープブクリーンMP	4,300 円	10,000
ルビーセルインテンシブ4U バイオセルローズマスク	16,000 円	79,000
ルビーセルインテンシブ4U リバイタライジングプラスアイクリーム	8,300 円	30,000
ルビーセルインテンシブ4UBB クリーム	5,500 円	24,000
ルビーセルインテンシブ4U グロークッション	7,900 円	30,000
ルビーセルマイルドサンミルク	4,500 円	13,000
ルビーセルクーリングサンクッション	5,500 円	15,000
ルビーセルピュアグリーンシャンプー	3,800 円	12,500
ルビーセルピュアグリーントリートメント	3,300 円	10,000
ルビーセルSB ディープクレンジング	4,400 円	17,500
ルビーセルSB バランシングトナー	5,500 円	22,000
ルビーセルSB ベルベットオーロラエッセンス	6,900 円	29,000
ルビーセルSB フローラF クリーム	6,900 円	29,000
ルビーセルチェストツリーピュリファイング マイルドセラム	5,000 円	20,000
ルビーセルチェストツリーピュリファイングマイルドフォーミングウォッシュ	4,500 円	18,000
ルビーセルフォーメンリキッドウォッシュ& エッセンシャルフルイド	7,500 円	28,000
アトラクインテンシブセラム	25,000 円	130,000
アトラクインテンシブクリーム	3,900 円	11,000
アトラクインテンシブスキンバリアクリームミスト	4,400 円	12,500
アトラクインテンシブピュアソープ	1,900 円	6,800
アトラクトリプルアクア・ジェル	2,200 円	6,000
アトラクトリプルアクア・ローション	3,800 円	11,000
アトラクスキンフェンスラッピングマスク	8,600 円	30,000
ルビーセルエアブラシ・システム	29,000 円	0
ルビーセルハンディエアブラシ・システム	29,000 円	0
ルビーセルスカルプエアブラシ・システム	32,000 円	0
ルビーセルスカルプエアブラシ	7,600 円	0
ルビーセルインテリジェントスカルプLED システム	105,000 円	352,000

24.【新規登録（特定負担）】

タイトル	登録条件
メンバー (M)	5万PV (約1万2千円～) の購入
エージェント (AG)	40万PV (約7～12万円) の購入
シルバー (SV)	160万PV (約27～31万円) の購入

25.【タイトルと昇格条件】

アフロゾーンジャパンは下記のタイトルの昇格条件により運営されます。

1. メンバー (M) →本人実績5万PV。
2. エージェント (AG) →本人実績40万PV。
3. シルバー (SV) →本人実績160万PV。
若しくはパートナー系列の第1世代で本人AG昇格後のAG以上を系列別で3名育成。
若しくは本人が期限内に1回のオーダーで80万PVの実績をあげAGに昇格、その購入した期を含む2期以内に本人が直接リクルートした人（メンバー）が、同じく1回のオーダーで80万PVを達成。
4. ゴールド (GD) →パートナー系列で、3か月（連続6期）の累積PVが800万PV以上。
ただし、3系列、各系列ごとの合計が160万PV以上。
5. エメラルド (EM) →パートナー系列の3か月（連続6期）の累積PVが、系列別で①3,000万PV、②3,000万PV、③その他合計4,000万PV育成。
6. ダイヤモンド (DM) →スポンサー、パートナー各系列で、エメラルドを2系列育成。
7. ダブル・ダイヤモンド (DDM) →スポンサー、パートナー各系列で、ダイヤモンドを1系列、エメラルドを2系列育成。
若しくはスポンサー、パートナー系列でエメラルドを5系列育成。
8. トリプル・ダイヤモンド (TDM) →スポンサー、パートナー各系列で、ダブル・ダイヤモンドを2系列、ダイヤモンドを1系列育成。若しくはスポンサー、パートナー各系列でダイヤモンドを5系列育成。
9. グリーン・ダイヤモンド (GDM) →スポンサー、パートナー各系列で、トリプル・ダイヤモンドを2系列、ダブル・ダイヤモンドを1系列育成。若しくはダブル・ダイヤモンドを5系列育成。
10. ブルー・ダイヤモンド (BDM) →スポンサー、パートナー各系列でグリーン・ダイヤモンドを3系列育成。若しくはトリプル・ダイヤモンドを5系列育成。

26.【マーケティングプラン（特定利益）】

＜語句の説明＞

PV：ポイントバリューの略。商品に付与されているポイントで、報酬計算の土台として用いる数値。

換算率（=0.115）：PVを日本円に換算するための数値。為替変動等の理由により変更する場合があります。

リクルート：アフロゾーンを紹介し、会員登録していただくこと。

スポンサー：アフロゾーンを直接紹介し登録へ導いた方。

スポンサー系列：直接紹介のつながりを現す組織図。

プレイスメント：系列の本数を制限するために、登録する際にスポンサーと異なる方を指定し配置する方法。

ただし、スポンサーのパートナー系列の傘下だけに配置できます。

パートナー：プレイスメントの結果、つながる会員のこと。

パートナー系列：プレイスメントの結果、配置された組織図。

※マーケティングプランにおける新規とは：新規会員登録者及び既存M、AGのこと。

◎期ボーナス（1期：1日～15日、2期：16日～月末日）

支給条件：GD以上は、期限内にGDが10万PV以上の再購入、若しくは1名以上の新規SV（160万PV）リクルート、EM以上が20万PV以上の再購入若しくは1名以上の新規SV（160万PV）リクルート（※リピートボーナス、リクルートボーナスを除く）

1. リピートボーナス（10%～25%）

支給対象：SV以上

期内のあなたの購入実績（再購入分）PVを、各タイトルの支給率に応じて支給するボーナス。

タイトル	SV	GD以上
支給%	10%	25%

2. リクルートボーナス（5%～25%）

支給対象：AG以上

期限内に新規登録された会員の購買実績（新規注文分）PVを、各タイトルの支給率に応じて支給するボーナス。

（※新規登録された会員がM・AGの場合、その再購入実績も対象）

タイトル	AG	SV	GD以上
支給%	5%	10%	25%

3. スポンサーングボーナス (10%)

支給対象：GD以上

- ① あなたが直接リクルートした人 (SV以上のタイトルは不問) の再購入実績PVの10%が支給されるボーナス。
- ② あなたが直接リクルートした人の先に発生した新規及び再購入実績PVの10%を支給するボーナス。世代が続く限りその対象となる。ただしGD以上 (仮に*GD1) が途中で誕生した場合はGD1までの購買実績が対象に、加えてGD1が直接リクルートした新規購入実績がボーナス対象となる。

4. EMタイトルボーナス (10%)

支給対象：EM以上

スポンサー系列で独立グループ系列(EM以上)を除き、新規及び再購入実績PVに対して支給するボーナス。EM達成した翌期より支給となります。EM昇格期に発生したPVは、新EMの上にいるEM以上の方に支給となります。

【注】グループ傘下よりEM会員が誕生した場合、翌期以降その系列からEMタイトルボーナスは発生しません。

5. レベルボーナス

支給対象：EM以上

支給条件：①パートナー系列で各160万PV以上した上、

②スポンサー系列傘下の第1～2世代に該当するEMタイトル以上の

会員が受け取ったEMタイトルボーナス金額の40%が支給されるボーナス。

※EMタイトルボーナスを受給していない傘下のEM以上会員はスキップし、次の世代が該当します)

	EM	DM	DDM	TDM	GDM	BDM
1世代目EM以上	40%	40%	40%	40%	40%	40%
2世代目EM以上	—	—	40%	40%	40%	40%

◎月ボーナス

支給条件：GD以上は、毎期内に10万PV以上の再購入、若しくは1名以上の新規SV (SV160万PV) リクルート、EM以上が20万PVの再購入、若しくは1名以上の新規SV (SV160万PV) リクルート。

6. EM月間ボーナス

支給対象：EM以上

支給条件：パートナー系列で下記のPV条件を3系列満たしたと場合、満たした系列全PVから1.5%～3.0%が支給されるボーナス

区分	支給率	条件	各系列	上限額
EM	1.5%	条件①	500万	172,500円
		条件②	1,000万	287,500円
DM	1.8%	条件①	700万	345,000円
		条件②	1,500万	575,000円
DDM	2.0%	条件①	1,000万	690,000円
		条件②	2,000万	1,150,000円
TDM	2.3%	条件①	1,500万	1,150,000円
		条件②	3,000万	2,300,000円
GDM	2.7%	条件①	1,500万	2,300,000円
		条件②	3,000万	3,450,000円
BDM	3.0%	条件①	1,500万	3,450,000円
		条件②	3,000万	5,750,000円

7. EMマッチングボーナス

支給対象：EM以上 (EM月間ボーナス受給者)

支給条件：スポンサー系列傘下の第1～3世代に該当するEMタイトル以上の会員が受け取ったEM月間ボーナス金額の10%が支給されるボーナス。

(※EM月間ボーナスを受給していない傘下のEM以上会員はスキップし、次の世代が該当します)

8. グループボーナス

支給対象：GD以上

支給条件：パートナー系列で下記のPV条件を3系列満たした場合、
満たした系列全PVから1.5%～3.0%が支給されるボーナス

GD：各系列での合計PVが20万PV以上。

EM：各系列での合計PVが80万PV以上。

DM以上条件：各系列での合計PVが160万PV以上。

支給率						
区分	2系列		3系列		4系列	
GD	2世代	2.0%	3世代	4.0%		
EM	2世代	3.0%	3世代	6.0%		
DM			4世代	4.0%	5世代	5.0%
DDM			4世代	4.0%	6世代	5.0%
TDM			5世代	3.0%	7世代	4.0%
GDM			6世代	3.0%	8世代	4.0%
BDM			7世代	2.0%	9世代	3.0%

9. タイトルボーナス

支給対象：GD以上

支給条件：パートナー各系列で下記のPVが満たした場合、会社の実績(PV)一部を分配するボーナス
但し、1グループのGD、EM、DMは上限額がある。

1グループ - 5%				2グループ - 3%				スペシャルグループ - 2%	
	GD	EM	DM		DDM	TDM	GDM		BDM
各3系列	320万PV	700万PV	1,000万PV	各3系列	1,500万PV	2,000万PV	5,000万PV	各3系列	10,000万PV
支給率	25%	35%	40%	支給率	25%	35%	40%	支給率	100%
上限額	170,000円	250,000円	350,000円	上限額	-	-	-	上限額	-

◎ジャパンオリジナルボーナス

10. シェアボーナス

支給対象：EM以上

支給条件：1か月間（暦月）の実績で、①パートナー系列1,000万PV以上（独立グループ含む）が2本、かつその他合計2,000万PV（独立グループ含む）、あるいは②非独立グループで3,000万PV以上の売上

上記を満たすと「1点」獲得。さらに、スポンサー系列で第2世代までのEM以上が「1点」を獲得すると、自分にもさらに1点加算。四半期（3か月）に獲得した合計点数によってシェアボーナスを四半期（3か月）ごとに支給します。

ボーナス受領条件：四半期（3か月）の総点数3点以上

※1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月

◎その他

11. その他のボーナス

弊社の裁量により、有期で定めるボーナス

27.【ボーナス取得条件】

ボーナスの取得には、タイトルに応じたマーケティングプランに明示された支給条件が必要です。

28.【ボーナスの締日と支給日】

1. 1日～15日までを1期とし、1期の実績のボーナスは翌月15日に支給されます。
2. 16日～末日までを2期とし、2期の実績のボーナスは翌月末日に支給されます。
3. 1期又は2期のボーナスとして支給されるボーナスの種類は、リピートボーナス、リクルートボーナス、スポンサリングボーナス、GD育成ボーナス、EMタイトルボーナス、レベルボーナスが該当します。（リクルートボーナス以外はタイトル昇格の翌期より支給）
4. 当月1日～末日までの月間の実績に対するボーナスの種類は、GD月間ボーナス、EM月間ボーナス、EMマッチングボーナス、ユニレベルボーナス、EM育成ボーナス、ユニレベルシェアボーナスが該当します。（タイトル昇格の翌月より支給）
5. シェアボーナスは、四半期（連続3か月）の実績に対して、翌々月月末に支給します。
6. 全てのボーナスの支給は、支払日が金融機関の休日の場合、一営業日前に支給します。
7. ボーナスの支払いは、ボーナスの発生金額合計が3,000円以上となった場合に支払います。なお、ボーナス合計額3,000円未満の場合は、翌期へ繰越し、3,000円以上になった時点で支払います。
8. ボーナスには消費税が含まれています。
9. ボーナス振込額は、事務手数料880円を差し引いた金額になります。
10. ボーナスが発生した場合、オンライン上のあなたのAPHRO OFFICEのボーナス照会で確認できます。
11. ボーナスの計算方法により算出されたPVに、**0.115（換算率）**をかけたPV＝円と換算します。ただし、小数点以下は切り捨てとなります。
12. 換算率は予告なしに変更する場合があります。
13. ボーナス支払い後に、返品、解約等を行った場合、過払いとなった金額は次回のボーナス支払い時に精算します。支払い明細上マイナスが生じた場合、書面により通知します。弊社が書面にて指定した期日までに弊社指定口座までお振込ください。なお、その際の振込手数料は本人負担です。返還義務は、会員の資格を喪失した後も継続されます。
14. 退会などにより会員登録を抹消した場合、ボーナスは失効となります。

29.【個人情報の取扱い】

弊社並びに業務委託会社は、業務範囲から逸脱することなく個人情報を厳重に管理し取り扱います。

ただし、下記個人情報の取り扱いに関し同意いただけない方はご登録ができません。また、ご登録後に個人情報の開示や利用、提供を拒否される方は退会の手続きをご案内いたします。

1. 個人情報の開示
 - ① 個人が本会活動を通じて得た個人情報又は会社が開示した個人情報は、会員活動の正当な目的のためにのみ使用できるものとします。
 - ② 会員は会員活動で得た個人情報を第三者に開示することはできません。
2. 個人情報の提供
 - ① 個人情報をもとに商品の受注、発送、代金の回収その他弊社関連業務を行うため、弊社は収集した会員の個人情報を委託会社に提供しています。
 - ② 会員が組織構築管理上必要な情報として、会社が承認した上位会員に対しては、その系列の会員個人情報を提供することを承諾するものとします。
 - ③ 会社は正規の手続きを経て紹介があった警察・裁判所・税務署などの機関に、会員の個人情報を提供する場合があります。
3. 個人情報の活用

弊社は会員登録を行った会員に対して、弊社のイベント、新商品情報、ルールの変更等についてDM、電子メール、又は電話、FAXで告知することがあります。

30.【機密保持】

1. 弊社会員は、本ビジネスにおいて知り得た情報を第三者に対して開示してはいけません。ただし正当な理由によりあらかじめ弊社及び該国会員の承認を得た場合は、これに含まれません。また、本ビジネスにおいて知り得た情報を本ビジネス以外の目的で使用してはいけません。
2. 本ビジネスにおいて知り得た情報（アフロゾーンジャパンの会員情報を含む個人情報）は、会員資格喪失後はすべてアフロゾーンジャパンに帰属します。

31.【管轄裁判所】

会員と弊社との関係における一切の紛争について、弊社の本社所在地における地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

32.【概要書面、契約書面及び契約内容の改定】

弊社は、社会情勢の変化・経済事情の変化・各システム変更・関連法規変更及び遵守に伴い、弊社が必要と判断した場合、概要書面・契約書面及び契約内容（取扱商品・特定負担・特定利益の算出方法等）を予告なしに追加・訂正・加筆により改定することがあるものとし、会員はそれを了承するものとします。

33.【契約の撤回（クーリングオフ）】

1. 会員は次の通り、申込みの撤回又は解約（クーリングオフ）ができます。契約書面を受領した日、又は会員登録時購入分の商品を受領した日の何れか遅い方より起算して20日間は、書面又は電磁的記録（電子メール等）での申し出により、自由に申込みの撤回又は解約（クーリングオフ）ができます。その効力は、書面を発信（投函）した日（電磁的記録送信日または消印日）から生じ、その場合に違約金や損害賠償、若しくは商品引取に要する費用の請求をされることはありません。
2. 返品された商品が使用・開封済みの場合は、その利益相当額について請求する場合があります。
3. 会員は、自身の紹介実績を含む傘下の実績の中からクーリングオフ等によるキャンセルが起こった場合、弊社に対しても、該国会員に対しても、違約金や損害賠償の請求はできません。キャンセルされた契約に関するボーナスが支払済みの場合、次のボーナス支払い時に精算します。支払明細上マイナスが生じた場合は、弊社からの通知文書に記載された期日までに弊社指定口座までお振込にて返金して頂くものとします。
4. 不実告知や威迫困惑行為によってクーリングオフをしなかった場合は、改めてクーリングオフができる旨を定める書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算して20日間はクーリングオフができます。

34.【定型約款制及び内容の変更】

1. 会員登録の申込に際しては、概要書面(及び契約書面。以下同じ)記載のすべての内容を確認してください。弊社は、会員登録の申込があった場合には、概要書面に同意したものとみなします。概要書面は民法548条の2が定める定型約款に該当し、登録した会員は会員登録を行った際は、概要書面記載の内容にも同意したものとみなされます。

35.【概要書面の変更】

1. 弊社は以下の場合に、弊社の裁量により、概要書面を変更することができます。
 - ① 概要書面の変更が、会員の一般の利益に適合する場合。
 - ② 概要書面の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 弊社は前項による概要書面の変更にあたり、変更後の概要書面の効力発生日の前に相当な期間をもって、概要書面を変更する旨及び変更後の概要書面の内容とその効力発生日を弊社のウェブサイトに掲示し、または弊社が必要と判断した会員に対し、電子メール等弊社が適当と考える手段で通知します。
3. 弊社が会員に前項の方法をもって変更後の概要書面の内容を通知し、変更後の概要書面の効力発生日以降に、会員が会員契約を利用した場合（商品の購入、新規勧誘活動、報酬の請求・受領等）、会員は概要書面の変更に同意したものとみなします。

クーリングオフについて

会員には、特定商取引に関する法律の定めるクーリングオフ制度による契約解除の権利が認められています。会員は、弊社からの契約書面、若しくは商品を最初に受領した日のどちらか遅い日を起算日として20日間以内であれば、登録にかかる契約を書面又は電磁的記録にて解除することができます。

1. 契約解除に際しての損害賠償や違約金は一切ございません。
2. 初回商品の返送にかかる費用は弊社にて負担いたします。
3. 契約解除の効力は書面発信（電磁的記録送信日または消印日）より発生します。
4. 商品代金その他初回購入にかかる費用が既に支払われている場合には、速やかにその金額を返金いたします。
5. クーリングオフの行使を防ぐために『不実の告知』を告げられ、そのためによる誤認、又は威迫されて困惑しクーリングオフを行わなかった場合は、連鎖販売業を行う者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは書面又は電磁的記録にてクーリングオフすることができます。

※初回商品のお受取りがなかった場合又は受取拒否により弊社に商品が返品された場合には、クーリングオフの行使とみなし、契約解除の手続きをとらせていただきますので予めご了承ください。

郵便はがき
〒542-0082

大阪府大阪市中央区島之内
一丁目7-21 ルビーセルタワー10F

株式会社アフロゾーンジャパン 行

ご住所
ご契約者名前
電話番号

契約日

令和 年 月 日

会員ID

お名前

商品名

右記日付の契約は
解除します。

クーリングオフをするには

官製はがきなどの書面または電磁的記録（電子メール・弊社ホームページ「お問い合わせフォーム」等）に左記内容をご記入後、弊社にお送りください。クーリングオフ期間中であれば、商品代金を返金いたします。返送費用その他違約金等は一切かかりません。

メール送信先：info@aphrozone.jp

弊社お問い合わせフォーム（右、二次元バーコード）

